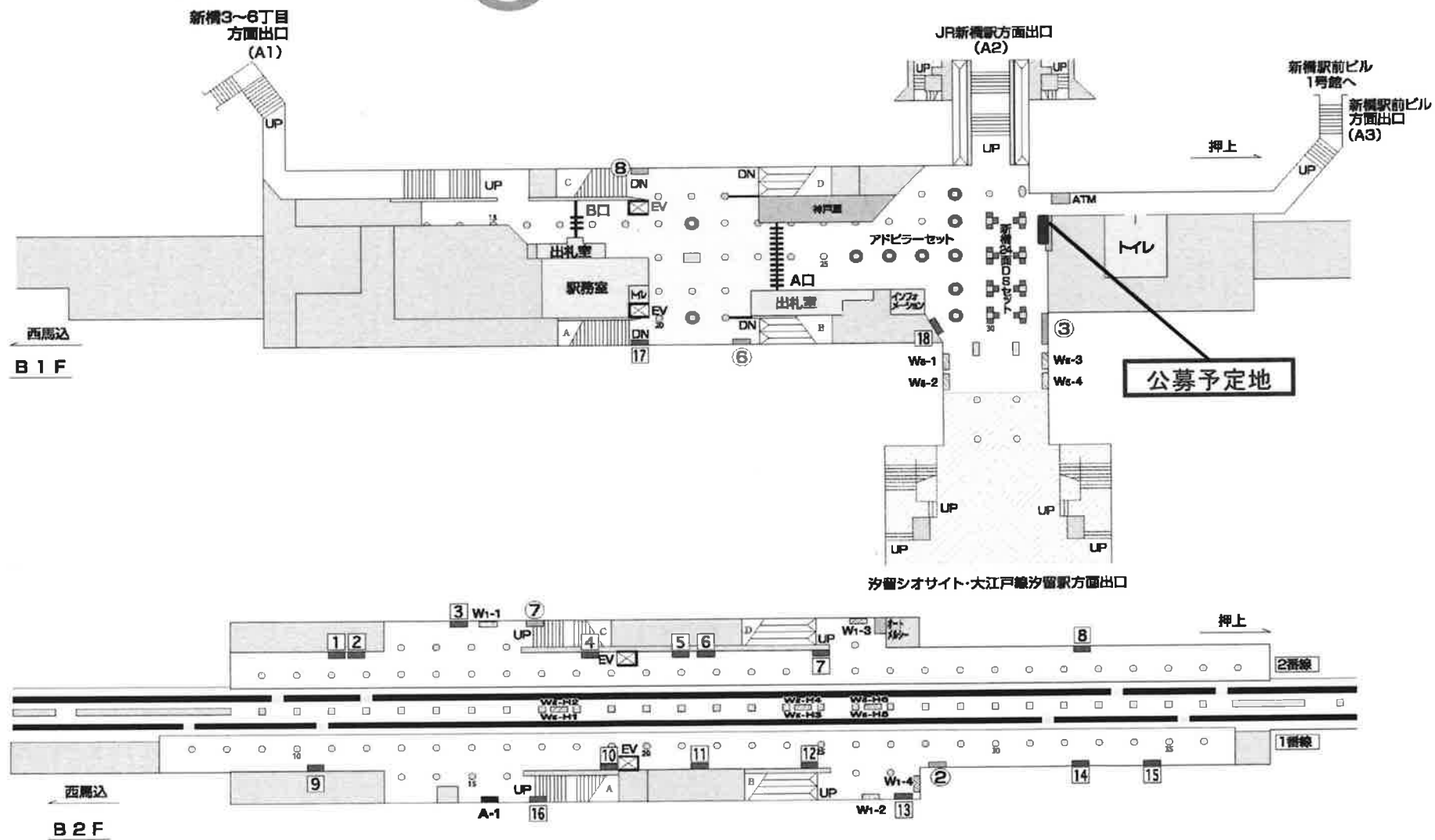
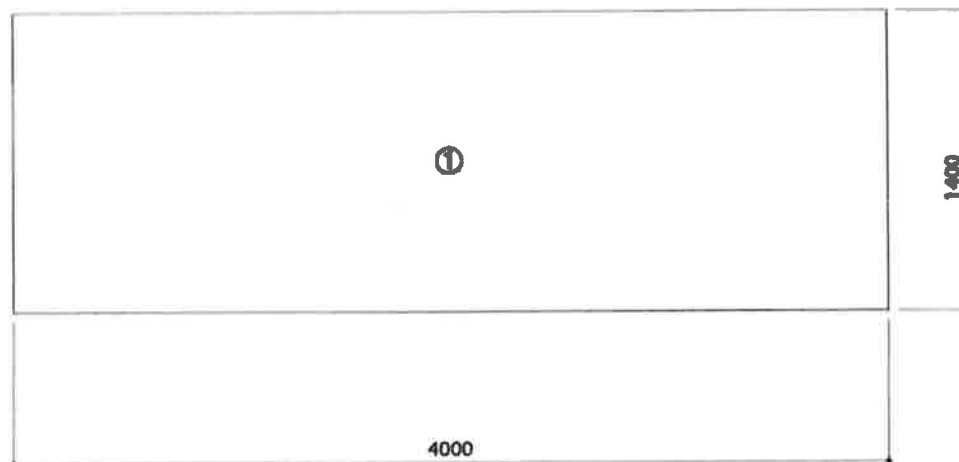


A10 都営浅草線新橋駅



都営地下鉄駅既許可平面図

浅草線 新橋駅 場所: B1F ラッチ外 コンコース 連絡通路



別紙1-2

既許可部分(X) 5.60㎡

① 4.00×1.40=5.60



簡易店舗工事区分【新橋】

交通局または協力会工事区分
 出店事業者(テナント)工事区分
 店舗区画ライン

工事区分		工事区分	備 考
工事種類			
建築工事	店舗区画		【協力会財産】 店舗躯体 【出店事業者財産】 ・外装一式(サイン・看板含む)、内装(什器等)は不燃材料とする。 但し、床はできる限り燃えにくい材料とする。 ・横引きシャッター・レールカバー
	電灯設備(100V)		・灯具の増設やコンセントの設置はテナント工事とする。
防災設備工事	自動火災報知設備		・売店設置場所の駅天井及び店内に自火報設置済み。
	消火器		

※旧出店者財産(残置物あり)は、出店者に引き継ぐものとする。
 使用する際は出店者の責任において使用し、変更する場合は出店者の負担とする。

都営浅草線 新橋駅 管理区分表

別紙3

設備項目		都営浅草線 新橋駅		
		交通局または 協力会	出店者	備考
建築設備	店舗筐体・スイング扉	○	—	
	店舗内装・店舗サイン・看板・横引きシャッター・シャッターレール等	—	○	維持管理を含む
	店舗外装仕上げ	—	○	維持管理を含む
什器設備	店舗用什器設備一式	—	○	什器交換含む維持管理
電気設備	店舗直近区分開閉器までの配線	○	—	
	店舗直近区分開閉器以降	—	○	店舗分電盤含む
	店内照明器具	—	○	照明器具交換含む
	メーター器交換	—	○	1回/10年(計量法による)
電話設備	局主配線盤から店内端子盤までの配線	—	—	
	店内端子盤	—	—	
	店内端子盤以降店内配線器具取付	—	—	
	(光回線) 駅PD盤から店舗用PD盤内スプリッターまでの配線	—	—	
	(光回線) 空配管	—	—	
	(光回線) スプリッター以降店内配線器具取付	—	—	
給排水設備	止水栓までの排水管	—	—	
	水道電磁弁	—	—	
	メーター器交換	—	—	
	止水栓から先の給水管・衛生器具	—	—	
	店舗区画までの排水管	—	—	
換気設備	給気設備(店舗区画内ダンパーまで)	—	—	
	給気設備(店舗区画内ダンパーから先)	—	—	
	換気設備[一般排気](店舗区画内ダンパーまで)	—	—	
	換気設備[一般排気](店舗区画内ダンパーから先)	—	—	
	換気設備[厨房排気](店舗区画内ダンパーまで)	—	—	
	換気設備[厨房排気](店舗区画内ダンパーから先)	—	—	
空調設備	冷媒配管	—	—	
	店舗内室内機および室外機	—	—	
防災設備	自動火災報知機(熱・煙感知器)	○	—	法定検査を含む維持管理
	スプリンクラー設置(配管・ヘッド等)	—	—	
	排煙設備	—	—	
	非常放送設備	—	—	
	非常照明設備	—	—	法定検査(1年に2回)を含む維持管理
	誘導灯設備	—	—	「消防用設備等点検結果報告書」の所轄消防への提出(3年に1回)
	店舗内消火器	—	○	※甲に上記図書(消防の受理印有)の写しを提出
その他及び不明事項				その都度協議により決定

※各財産区分は、別紙2を参照

※いずれも出店者の過失によるものはこの限りではない

都営浅草線 新橋駅 設備諸元

項 目		条 件	
面積		5.60㎡	
法律	道路管理者	○	国道(道路占用料がかかります)
	建築	-	-
	消防	○	防火対象物工事等計画届出書、防火対象物使用開始届 防火管理者選任届、消防計画など提出(芝消防署)
	保健所	△	業態・商材により要協議(みなと保健所)
建築		既存筐体使用	・外装一式(サイン・看板含む)、内装(什器等)は不燃材料とする。但し、床はできる限り燃えにくい材料とする。 ・構造は、簡易な対面式とし、店内に入るのは店員のみとする。 ・増改築は、不可とする。
電気	三相 (415V)	-	-
	三相 (210V)	-	-
	単相 (105/210V)	8kVA以内	電力メーター店舗側にて保守・管理必要。
通信	電話	-	-
	光	-	-
給排水	給水	-	-
	排水	-	-
換気・空調	冷暖房	-	-
	(室外機の置き場)	-	-
	給気	-	-
	排気	厨房排気	-
		一般排気	-
排煙設備		-	-
自火報設備		既設	感知器設置済み。
非常照明誘導灯等		-	-
非常放送		-	-
スプリンクラー設備		-	-
その他		このほか行政指導等により必要とされる設備を設置すること。	

固定営業料と道路占用料について

別紙5

		都営浅草線新橋駅
占用面積	m ²	5.60
	坪数	1.69
固定費(月)	固定営業料(円以上)※1	100,000～
	店舗道路占用料 ※2	約14,100
合計		約114,100～
坪単価(道路占用料を含む)		約67,500～
坪単価(固定営業料のみ)		約59,100～

※1固定営業料は、上記に記載の金額を下限值として、出店者にご提案いただきます。

※2道路占用料は、条例等の改正により変動する可能性があり、上記は参考値となります。

提出書類

		正本	正本の写し
1	出店申込書(様式1) 営業料の算定(様式2)(注)様式1・2は封印のうえ提出してください。 既存店舗の概要(様式3) 会社概要書(様式4) 誓約書(様式5) 出店資金の調達計画(様式6) 損益計画(様式7) 希望所要電気容量表(様式8)	1部	1部
2	商業・法人登記簿謄本(最近3ヶ月以内発行のもの)	1部	1部
3	印鑑証明書(最近3ヶ月以内発行のもの)	1部	1部
4	法人税(その①)及び法人税の納税証明書(直近3年分)	1部	1部
5	貸借対照表、損益計算書、利益処分計算書 (複数年分、ただし3年以上の経営実績がある者は3年分)	1部	
6	設備概要	2部	
7	平面図(店舗内レイアウトがわかるもの)	2部	
8	立面図	2部	
9	イメージ図及び類似既存店舗写真 (店舗の外観、内装等をイメージできるもの)	2部	

※ No.2～4は都営地下鉄に出店実績のある事業者は省略を可とします。